

## 簡易型放射線測定器貸出要領

平成23年10月12日市長決裁

### (目的)

第1 この要領は、市民等が身近な生活環境等の放射線量を把握するために、市が所有する簡易型放射線測定器（以下、「測定器」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出窓口及び貸出物品)

第2 貸出窓口及び貸出物品は、別表のとおりとする。

### (貸出対象者)

第3 測定器を貸し出す対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に所在地を有する団体又は法人

### (貸出及び返却の方法)

第4 測定器の貸出を希望するもの（以下、「申込者」という。）は、貸出窓口に電話等で測定器の貸出状況を確認のうえ、運転免許証など申込者本人であることを確認できる書類の写しを添付して貸出申込書（別記様式）を提出するものとする。

2 前項による申込が適当と認められるときは、市の使用を妨げない範囲において、申込者に対して測定器を貸し出すものとする。なお、貸出希望日が重複した場合は、先に申込を受け付けたものを優先する。

3 申込者は、測定器を貸出窓口から直接受け取り、直接返却するものとする。ただし、直接返却することができない場合は、貸出窓口に連絡のうえ、代理のものが返却できるものとする。

4 貸出台数は、原則として1回1台とする。

### (貸出期間)

第5 貸出期間は、平日の1日以内とし午前9時から午後5時までの間とする。

### (測定場所)

第6 測定器を使用して放射線を測定する場所は、市内で、申込者が所有又は使用貸借する場所及び道路、公園、学校などの公共の場所とする。

### (測定値のデータ提供)

第7 市長は、申込者に対して測定値等のデータ提供の協力を求めることができる。

### (料金)

第8 貸出料金は、無料とする。

### (損害賠償)

第9 市は、申込者が故意又は過失により測定器を破損、汚損した場合は、申込者に対してその修繕等にかかる費用の負担を求めることができる。

(禁止事項)

第10 申込者は、測定器を使用して次の行為を行ってはならない。

- (1) 営利目的の活動を行うこと。
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体の利益に供する行為、又は中傷するための行為など誤解を招くおそれのある活動を行うこと。
- (3) 測定器を第三者に転貸すること。

2 申込者は、測定器の使用及び使用後の手入れについて、貸出窓口が示す注意事項により取り扱わなければならない。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

簡易型放射線測定器の貸出窓口と貸出物品

貸出窓口	連絡先	住所	貸出物品名	貸出台数
北上市生活環境部 生活環境課	生活環境課 環境保全係 TEL 64-2111 内線 3422 ~ 3424 FAX 64-2173	〒024-8501 北上市芳町1番1号	環境放射線 測定器 PA-1000Radi HORIBA製	4台

